

日本統治時代台湾原住民教育史について

——「蕃童教育所」を中心にして——

松田吉郎

(兵庫教育大学)

日本統治時代台湾の山地原住民に対する教育は撫墾署・辨務署時代、「蕃童教育所」時代の教育の大別される。撫墾署・辨務署では署員によるテスト形式の教育が行われ、「蕃童教育所」では山地駐在所巡査による本格的な初等教育が行われた。教育内容は日本語、尿業実習が中心であった。この教育所就学率と平地の漢族子弟のための公学校就学率と比較すると前者の方が高く、山地において日本教育の浸透度が高かった。

キーワード：日本統治時代, 原住民教育, 巡査

松田 吉郎：兵庫教育大学・社会系教育講座・教授，〒666-0262 兵庫県川辺郡猪名川町伏見台3-1-30
E-mail: ymatsuda@soc.hyogo-u.ac.jp

The Taiwanese Aborigine Education History of the Japan Rule Age around the Aborigine Children Place

Yoshiro Matsuda

(Hyogo University of Teacher Education)

Teaching to the mountains residence aborigine in Japan age Taiwan is divided roughly into each the education in Fu Ken Shu, Bian Wu Shu age and the education in the aborigine children place age. An experimental form is educated by the official in Fu Ken Shu and Bian Wu Shu, a real elementary education was done in the aborigine children place.

In the content of the education, Japanese and an agricultural practice were main.

The rate of education place entering school of the aborigine was higher than the rate of the elementary school entering school of a Han race.

The infiltration degree of the education of Japan was high in Taiwan mountains region.

Key Words: Japan rule age, Aborigine education, policemen

Yoshiro Matsuda is a Professor of the Department of Social Science at Hyogo University of Teacher Education, Shimokume, Yashiro, Kato-gun, Hyogo 673-1494 Japan. E-mail: ymatsuda@soc.hyogo-u.ac.jp

序言

日本統治時代の原住民教育に関しては国府種武氏、上沼八郎氏、宇野利彦氏、弘谷多喜夫氏、藤井志津枝氏などいくつかの研究がでており⁽¹⁾、原住民教育の概要がある程度明らかになっているが、その具体的内容については充分明らかになっていないと思われる。

原住民教育は『台湾教育沿革誌』（台湾教育会、昭和14年〈1939〉）によると大きく学務管轄下の「蕃童公学校」、警察管轄下の「蕃童教育所」の二つに大別できるが、本論では警察管轄下の原住民教育である「蕃童教育所」について述べたい。

1 撫墾署、辨務署時代の原住民教育（明治29年～34年〈1896～1901〉）

この当時の教育について、明治30年（1897）4月の撫墾署長会議に於いて「蕃人子弟」に関する諮問が行われ、「蕃人の教育は智育を第二とし、徳育を第一とすべし」と言われ、また「蕃人の子弟を撫墾署所在地に招徠する」事は出来ないから署員を「蕃社」に派遣して一般撫育の傍ら教育を行うこととされた⁽²⁾。

また、「蕃民撫育上ノ急務トシテ蕃社名、戸口、風俗、習慣等調査報告ヲ各撫墾署ニ求メ、蕃地事情並戸口表ヲ調製セリ」という原住民の実態把握が中心でその傍ら教育が行われた。また「蕃語通事ハ言語ノ通セサルヲ奇貨トシ、彼我ヲ欺罔シテ私利ヲ貪ル。・・・撫墾署員中篤志者ヲ選抜シ蕃語研究ニ従事セシメタル」⁽³⁾と言われるように、漢族の通譯を通じるのではなくできるだけ撫墾署員が「蕃語」を解して撫育しようとしていた。

明治31年（1898）6月に撫墾署は廃止されると共にこの教育制度は中断し、事務は辨務署第三課に移され、原住民教育は署長適宜の措置によって行われることとなった⁽⁴⁾。

初期の撫墾署、辨務署における「蕃人」教育は一種のテストであり、多くは撫育と啓蒙の爲めの簡単な作法や国語を署員公務の余暇に授けていたのであった⁽⁵⁾。

2 「蕃童教育標準」制定前後の原住民教育（明治34年11月～昭和2年12月〈1901～27〉）

明治34年（1901）11月に辨務署の廃止と共に新設の警察本署に「蕃務課」が設けられた。明治35年（1902）、「南蕃」各要地に警察官吏派出所が設置され、所員が執務する傍ら、「蕃童」を招集し、国語並に礼法を教授し、兼ねて医療施薬も行い、漸次彼等を馴化する方策が講じられた。こうして警察官吏の手による特殊教育の施設を「蕃童教育所」と稱することとなった。

明治41年（1908）3月13日には「蕃童教育標準」・

「蕃童教習（育）綱要」・「蕃童教育費額標準」が出され、「蕃務官吏駐在所ニ於テハ蕃人トノ親和意志ノ疏通ヲ圖ル」こと、「先ヅ近易ナル起居動作禮儀ノ初歩、救急醫治ノ如キ耳目ニ入り易キモノヲ筌蹄トシ、形ヲ以テ導ク」としている。そして教育は漸次「我が風俗習慣ニ化熟セシムルヲ以テ目的トシ、學術ノ教習ハ暫ク急務ト爲サズルモノ」とされた。教習する科目は礼儀、倫理、耕作種芸、手工、国語、計数法、習字、唱歌であったが、手工、計数法、習字、唱歌は随意科とされた⁽⁶⁾。

この当時の教育の特徴の第一点は「蕃童」を日本の風俗習慣に「化熟」することであり、例えば礼儀という科目でそれを行ったのである。礼儀という科目では「敬禮、坐、立、注目、點頭、謹聽、欠身」など起居動作の基本的礼儀作法が教習されたのであった⁽⁷⁾。

日本的風俗習慣を教育することについては漢族よりも原住民の方が容易であると考えられていたようで、濁水溪を境にして南の「南蕃」と北の「北蕃」に分けると「南蕃」は清代から漢族との接触があり、進化しているが、「北蕃」はそうではない。直接日本人化するには「北蕃は寧ろ取扱い上甚だ有利」である。「蕃童教育の方針は清國文明の影響を受けずして直接日本たらしむるに有る」。また彼等は「本島人と異り廉恥心、尚武心が日本の武士道に近きものあるを以て日本人としての教育を施すには頗る趣味あり、又充分の効果ある可きを疑はず」⁽⁸⁾と言われていた。「蕃童」の性質にはまた「服従」という精神があり、これを利用すれば「忠君愛國」の思想を植え付けることも不可能ではないと考えていた⁽⁹⁾。

第二点は学科とともに実科教育を行い、農業、機業等を教えたことであった。

ただ、この教育所の実科教育に対して父兄からは「農耕の手傳を爲しめんとするもの」という評判もたったりしていたが、警察官が説得して何とか教育を持続していたようである⁽¹⁰⁾。

大正11年（1922）当時、「蕃童教育所」は甲種と乙種に分かれ、甲種は修業年限を四箇年、乙種は三箇年であった⁽¹¹⁾。

この時期の就学率は本島人よりも原住民の方が既に高かった。大正10年（1921）段階の原住民の公学校・教育所合計の就学率は6.45%であるのに對し、本島人のそれは4.34%であり、「豫想外の事實」と言われていた⁽¹²⁾。

しかし、この時期は原住民の反抗が頻発しており、歴代総督は「理蕃政策」という名目で反抗原住民を鎮圧していた。

一定鎮静化した時期に皇太子（後の昭和天皇）の行啓、秩父宮の御成りなど皇族が来台し、「撫蕃」をおこなった。皇太子は一千圓を恩賜金として「學業成績共優秀ナル蕃童及蕃人中ノ功勞及善行顯著ナル者」に施與し⁽¹³⁾、秩父宮は「蕃人蕃屋と呼びたくない」とか、「人として蕃人に接せよ」⁽¹⁴⁾と述べたりして、恩恵的な態度を原住

民に示した。しかし、この恩恵的なやり方はあくまで原住民に天皇の「民」＝「國民」であるという意識を持たせ、皇族に恩義を感じさせるためのものであった。「蕃人」をも天皇の民と位置づける政策は次の「新教育標準」時代に実施されたが、「蕃人」差別的呼称の変更はその次の「理蕃大綱」時代の昭和10年（1935）の台湾博覧会以降に待たなければならなかった。

3 「新教育標準」時代の原住民教育（昭和3年1月～昭和6年12月〈1928～31〉）

昭和3年（1928）1月に総務長官通達によって教育所に於ける教育標準が制定され、従前の教育標準は廃止された。

教育標準の内容は「國語又ハ臺灣語ヲ常用セサル子弟ヲ教育スル爲、警察官吏駐在所又ハ同派出所ニ教育所ヲ置クコト」ができ、「國民タルニ必要ナル性格ヲ涵養シ國語を習得セシメ、善良ナル風習ニ慣レシメ、兼ネテ生活ニ必須ナル近易ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ目的」とされ、修業年限は4箇年とされた⁽¹⁵⁾。

この時期の注目点は「國語又ハ臺灣語ヲ常用セサル子弟」教育すること。即ち、原住民に於いて内地人（日本人）、本島人（漢族）の両方の言葉を出来ない者に國語教育することであった。この条項にわざわざ國語だけでなく「臺灣語ヲ常用」しない子弟という断りを入れてるのは、原住民と内地人の本島人の「國語」による言語統一、「國民」としての意識確立と三者の融和を計るものであって⁽¹⁶⁾、従来の原住民を本島人と分離して教育する政策に変更を加えたことであった。それは「蕃人授産」で平地への移転、水田農業、牧畜を行い、内地人、本島人との接触が開始したこととも関係している⁽¹⁷⁾。

その「國民意識」とは天皇を中心とした皇族崇拜であり、「臺灣神社例祭日ニハ職員及兒童教育所ニ參集シ、教育所長ハ臺灣神社ニ關スル誨告ヲ爲シ、一同北白川宮能久親王ヲ奉祀セル神社ニ參拜又ハ遙拜ヲ爲スヘシ」⁽¹⁸⁾という規定によって律せられていた。

4 「理蕃大綱」時代（昭和6～20年〈1931～45〉）

昭和5年（1930）10月28日の霧社事件は原住民教育に変更を求めた。

昭和6年（1931）4月に警務局の「理蕃費」29萬6千円が今議会に追加予算として通過し、10月27日には霧社事件一周年を迎えて「理蕃政策」の基調が立てられた。それによると第一に原住民の科学的研究を台北帝大に委嘱して、學術的根柢の上に政策を補強する。第二に「蕃童教育」のために総督府「理蕃課」に視学官一名、各州に視学を置き、産業開発のために技手からなる調査隊を「蕃地」に派遣し、

調査とともに「蕃地」水田化の一層の進展が計られた。第三に従来思わしくない事象が多々あり、霧社事件の原因の一つとも言われる「蕃人」と接触する警察官について、その人選・待遇の向上が計画された⁽¹⁹⁾。

11月7日には「理蕃政策」の大綱が決定され、「理蕃の基調は蕃人の生活を向上し、その福祉を増進すること」にあり、具体的方法としては「教育、殖産、警備」の三項目で、これと並行して蕃地の開発が計られた。⁽²⁰⁾

第一の原住民の科学的研究は昭和8年（1933）7月に『蕃語臺灣傳説集』及び『系統を主とせる高砂族の研究』という二冊にまとめられ、台北帝大総長幣原坦がこれらの研究成果をもって上京した⁽²¹⁾。科学的研究の成果もさることながら、ここで高砂族という名称が確立したことは注目に値する。

第二の原住民教育については「蕃人の教化は彼等の弊習を矯正し、善良なる習慣を養ひ、國民思想の涵養に意を致し、實科教養に重きを置き、且つ日常生活に即したる簡単な知識を授くるを以て主眼とすべし」⁽²²⁾と言われ、霧社事件のような反抗が起こらないように「善良なる習慣」に変え、日本国民意識をもち、実科教養に重点を置いて教育されることになった。そのためにまずは國語教育の推進が計られ、各地で國語演習会、國語村、國語家庭の建設が行われ、昭和9年（1934）8月には原住民の國語解者が37.83%に達し、本島人ヤミ族に比し遥かに高率を示していた。⁽²³⁾

また、原住民の産業開発は「授産」と呼ばれる原住民の平地への移住、山地開発が進められ⁽²⁴⁾、原住民が平地や山地で他の原住民、本島人との混在化が進んだと考えられる。言語を通じる手段として國語の普及が一層進んだ⁽²⁵⁾。また、公学校・教育所卒業後の原住民に農業指導を行うために各州に農業講習所が設置された⁽²⁶⁾。

第三の警官の資質・待遇の改善については蕃童教育所の先生に「警察官の適当な者を選んで教導に當らせ」とともに「蕃情に即した教材資料を編纂」して全島の教育所に配布された⁽²⁷⁾。

昭和10年（1935）10月から開催された台湾博覧会は以上の「理蕃大綱」の締めくくりを行う意味をもっていた。

第一にこの博覧会以降、「蕃族」「蕃人」という呼称は少なくなり高砂族という名称や、各種族の名称を用いることが一般的になった。

第二に昭和10年（1935）10月29日に警務局の主催によって台北の警察会館において六種の高砂族の若人達が集まって懇談会が開かれ、原住民の今後進むべき道についてお互いに意見を述べ合ったことである。意見そのものについては総督府の政策である銃器の押収、國語の普及などが述べられただけであったが、六種族の代表が始めて一同に会して國語で語りあったことに意義があった。各種原住民の相互理解と國民として自覚を高めることにあった。⁽²⁸⁾

その後の昭和12年から20年(1937~45)は日中戦争, 第二次世界大戦と続く戦時下で皇民化政策が進められていき, 原住民の中には「高砂義勇隊」として参加していく者も多かった。

結言

「蕃童教育所」に見える原住民教育は撫墾署・辨務署時代の教育, 「教育標準」に基づいて行われた時代, 「新教育標準」の時代, 「理蕃大綱」の時代の四つに大別できる。各時代を通じて, 原住民教育の共通点は実科と学科の二本立て教育, 日本的習慣に化育する, 国語教育を普及することであった。違い点は撫墾署・辨務署時代の教育は「蕃童教育」の一種のテストであり, 「蕃童教育標準」時代は原住民と本島人の分離教育, 「新教育標準」時代は原住民・本島人・内地人を一体化した国民教育, 「理蕃大綱」時代はそれをさらに発展させ, 原住民待遇を一定改善した教育であったと言える。

このような「蕃童教育所」の四段階の変化は「蕃童公学校」の辿った過程である台湾教育令(大正8年<1919>以後), 新台湾教育令(大正11年<1922>以後), 皇民化政策(昭和12年<1937>以後)とは異なっていた。これは「蕃童公学校」が学務の管轄下に行われた普通教育であったのに対し, 「蕃童教育所」は一貫して警察の管轄下で運営され, 「理蕃政策」に基づいた教育であったからである⁽²⁹⁾。また, 「蕃童」数は明治38年から昭和2年(1905~27)までは「蕃童公学校」の児童数が「蕃童教育所」のそれよりも多かったが, 昭和3年以降16年(1928~42)までの統計を見ると, 逆に「蕃童教育所」児童数が「蕃童公学校」児童数を上回った。即ち, 昭和3年(1928)以降原住民教育の重点が「蕃童公学校」より「蕃童教育所」に移っていたことが⁽³⁰⁾理解できよう。

註

- (1) 国府種武「台湾高砂族の教育」『法政大学文学部紀要』11, 1965年, 上沼八郎「台湾教育史」梅根悟監修『世界教育史体系2 日本教育史』講談社, 1975年, 宇野利玄「台湾における〈蕃人〉教育—霧社蜂起から皇軍兵士への道—」『展望』第196号, 1975年4月, 弘谷多喜夫「台湾ピュマ族における教育のあり方—臨時台湾旧慣調査会の報告書をもとに—」釧路短期大学『釧路短期大学紀要』5, 1978年, 藤井志津枝「日抛時期台湾総督府対台湾先住民的〈教化〉與〈同化〉(1895-1915)」成功大学歴史系『台湾史研究暨史蹟維護研討會論文集』1989年。
- (2) 『台湾教育沿革誌』483頁。
- (3) 『台湾総督府民政事務成績提要』第2編(明治29年度<1896>分)台湾総督府編, 第5章, 殖産部事務, (3) 拓殖, 「蕃民撫育」。

- (4) 『台湾教育沿革誌』483頁。
- (5) 前掲上沼八郎「台湾教育史」。尚, 拙論「撫墾署・辨務署時代の原住民教育について」(『中国の歴史と経済』中国書店, 2000年3月)を参照されたい。
- (6) 『理蕃誌稿』第1巻第2編, 589頁, 明治41年(1908)「蕃童教育標準蕃童教習綱要蕃童教育費額標準ヲ定ム」, 同843~47頁, 附録第四, 蕃人教育沿革, 『台湾教育沿革誌』483~490頁。
- (7) 註(6)前掲『理蕃誌稿』第1巻第2編, 附録第四, 蕃人教育沿革。
- (8) 『台湾日日新報』明治45年(1912)6月6日「蕃童教育方針」。
- (9) 『台湾日日新報』明治45年(1912)7月27日「蕃童教育談」(花連港の薄々公学校長石田貢)。
- (10) 『台湾日日新報』大正11年(1922)7月23日「昨年中の理蕃成績と將來の施設に就て」(今沢台東庁警務課長談)。
- (11) 『台湾日日新報』大正11年(1922)12月4日「蕃人教育と其効果 漸を追うて成功」。尚, 拙稿「日本統治時代の〈蕃童教育所〉について—〈蕃童教育標準〉制定期を中心に—」(『兵庫教育大学研究紀要』第19巻第2分冊, 1999年2月)を参照されたい。
- (12) 『台湾日日新報』大正11年(1922)10月21日「蕃人の就学率が本島人のそれよりも多い」。
- (13) 『台湾総督府民政事務成績提要』第29編(大正12年度<1923>分), 第9章, 警務局, (3)「理蕃課」, 教化, 「恩賜基金表彰規程制定」。
- (14) 『台湾日日新報』大正14年(1925)6月5日「蕃人蕃屋と呼びたくない 秩父宮の御感想」(山辺別当謹話), 6月14日「人として蕃人に接せよ 秩父宮殿下蕃地行啓の思召を休して」(森 丙午)。
- (15) 『台湾教育沿革誌』490・491頁。
- (16) 『台湾日日新報』大正15年(1926)2月6, 7, 8日各夕刊「蕃人と本島人, 内地人の三種族は元は同一種族(1)(2)(3)」(医学博士宮原敦氏談), 昭和2年(1927)11月13日, 朝香宮鳩彦王殿下「内台融和, 蕃人の向上等に特に御心を留められた」(倉石御附武官謹話)。尚, 拙稿「〈新蕃童教育標準〉制定の意義について」(『学校教育学研究』第12巻, 2000年2月)を参照されたい。
- (17) 『台湾日日新報』大正13年(1924)6月22日「蕃人への授産成績は頗る良い 台東庁下の実成績」, 大正14年(1925)10月20日夕刊「台東庁の高山蕃人に牛耕を奨励する目的で蕃地に牧場新設 大武支庁下のチョコクライ原野」, 11月19日「蕃地水稲收穫高3593石余に達す」。尚, 拙稿「日本統治時代台湾原住民に対する授産政策について」(『東洋史訪』第6号, 2000年3月)を参照されたい。
- (18) 『台湾教育沿革誌』496頁
- (19) 『台湾日日新報』昭和6年(1931)4月1日「理蕃予算実行に伴ひ撫育の新計画を樹つ 警備して行くばかりでなく

- 井上警務局長は語る」, 10月27日「我が理蕃政策の基調。霧社事件一周年をむかへて」。
- (20)『台湾日日新報』昭和6年(1931)11月7日「本島統治上の重要問題。理蕃政策の大綱決定」。
- (21)『台湾日日新報』昭和8年(1933)7月23日「高砂族の研究三年目に完成 堂々六千頁の文献 幣原総長携帯して上京」。
- (22)『台湾教育沿革誌』498頁。
- (23)『台湾日日新報』昭和9年(1934)8月22日「蕃社の国語化 国語解者は年々著く増加」。9月4日「社衆が率先して蕃社に国語村建設」(花蓮港), 昭和12年(1937)1月26日「蘇澳郡下蕃地に〈国語家庭〉を建設」, 尚, 「理蕃大綱」時期の原住民教育については, 拙稿「『理蕃の友』に見える台湾原住民教育史関係資料について」(『台湾史研究』第13号, 1997年3月)を参照されたい。
- (24)『台湾日日新報』昭和6年(1931)3月1日「蕃人を平地に誘出して農業授産の方針 花蓮港庁下では著々その成果を挙げ」, 昭和8年(1933)1月13日「蕃人授産の指導者講習会 台中州の初ての試み」, 13年(1938)5月9日「蕃地授産講習会」(台東)。
- (25)『台湾日日新報』昭和8年(1933)10月26日「蕃童が放送。全島の蕃童に呼びかけて 相互の融和を計るため」, 昭和9年(1934)11月2日「ブヌン蕃らが国語の必要を痛感」。
- (26)『台湾日日新報』昭和9年(1934)4月3日「屏東郡蕃地に農業講習所 三日開所式を行う」, 昭和10年8月4日「阿里山のララウヤに農業講習所建設 蕃地の中堅人物を養成」等及び拙稿「日本統治時代台湾の農業講習所について」(『現代台湾研究』第20号, 2000年10月)を参照されたい。
- (27)『台湾日日新報』昭和9年(1934)3月6日「蕃童に適した教育資料を編纂 府理蕃課で著手」。
- (28)『台湾日日新報』昭和10年(1935)10月30日「高砂族の若人達が苦心談や自慢話 六種族が服装も同じく けふ警察会館に集って」。
- (29)『台湾日日新報』昭和6年(1931)10月7日「蕃童の教育はやはり警官の手で」, 昭和9年(1934)3月6日「蕃童に適した教育資料を編纂 府理蕃課で著手」。
- (30)『台湾総督府民政事務成績提要』(台湾総督府, 11~48, 明治38年~昭和17年〈1905~42〉), 『台湾総督府学事年報』(台湾総督府民政部総務局学務課, 後に台湾総督府文教局となる。7~34, 明治45年~昭和13年〈1912~38〉), 『台湾学事一覽』(台湾総督府文教局, 8~17, 昭和8~17年〈1933~42〉)。

(2001.7.31 受稿, 2001.9.17 受理)